

諮問番号：令和5年度諮問第4号

答申番号：令和5年度答申第5号

答申書

第1 審査会の結論

処分庁広島市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った広島市A区内に住所を有するBさん（令和5年5月1日時点で5歳。平成30年4月〇日生まれ。以下「本件乳幼児」という。）に係る令和5年5月1日から令和6年4月30日まで（以下「本件対象期間」という。）の広島市子ども医療費補助条例（昭和48年広島市条例第102号。以下「条例」という。）による医療費の補助を受ける資格（以下「子ども医療費受給者資格」という。）に該当しないとする処分（以下「本件処分」という。）についての審査請求は、理由がないから棄却されるべきとの審査庁広島市長（以下「審査庁」という。）の判断は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

- 1 本件乳幼児は、「疾患C」で定期的な検査と手術が必要であり、「疾患D」で定期的な検査と手術が必要であり、「疾患E」で定期的な検査が必要であり、「D投与中」で毎月高額な医療費（月13万円～、令和4年4月より開始）がかかる。これらについて、F病院に通院中であり、負担が大きい。
- 2 審査請求人は、令和3年分の所得は所得制限額を〇円オーバーしているだけであり、医療費負担額が大きい。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 審理員意見書の結論
本件審査請求は、理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである。
- 2 審理員意見書の理由
 - (1) 条例等の規定
 - ア 条例の規定
 - (ア) 条例第1条は、条例の目的について、「子どもに係る医療費の一部を補助することにより、子どもの保健の向上を図り、もつて子どもの健やかな成長に寄与すること」と規定している。
 - (イ) 条例第2条第1号は、「子ども」とは、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう旨規定している。
 - (ウ) 条例第2条第4号は、「保護者」とは、子どもを監護し、かつ、これと生計

を同じくするその父又は母（父及び母がともに当該父及び母の子である子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該父又は母のうちいずれか当該子どもの生計を維持する程度の高い者）等をいう旨規定している。

- (エ) 条例第3条第1項は、条例による医療費の補助を受けることができる者は、広島市の区域内に住所を有する子どもの保護者であって、同項各号のいずれかに該当するものとする旨規定し、同項各号はそれぞれ次の者を掲げている。
 - a 第1号 その監護する子どもが15歳に達する日の翌日の属する年までの各年の前年（当該子どもが1月1日から6月1日までの間に出生した場合においては、前々年）の所得（規則の定めるところにより算出した所得をいう。以下同じ。）が制限額未満である者
 - b 第2号 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害を受ける等特別の事情があると市長が認めた者
- (オ) 条例第3条第2項は、前記(エ) a に規定する制限額は、次の a 及び b に掲げる者（以下「被扶養者」という。）がないときは532万円とし、被扶養者があるときは532万円に当該被扶養者1人につき38万円（aに掲げる者が前記(エ) a の所得において所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。以下(カ)（aを除く。）において同じ。）又は老人扶養親族に該当するときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき44万円）を加算した額とする旨規定している。
 - a 保護者の所得税法に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下(カ)において「扶養親族等」という。）
 - b 保護者の扶養親族等でない者（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。）で、当該保護者が前年の12月31日において生計を維持したもの
- (カ) 条例第6条第1項は、市長は、条例による医療費の補助を受けることができる者に対し、規則の定めるところにより、こども医療費受給者資格を証する資格者証を交付する旨規定している。

イ 規則の規定

- (ア) 広島市こども医療費補助条例施行規則（昭和48年広島市規則第103号。以下「規則」という。）第2条は、条例第3条第1項第1号等に規定する所得は、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする旨規定している。
- (イ) 規則第3条第1項は、条例第3条第1項第1号等に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項に規定する総所得金額（所得税法第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得を有する

場合には、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から10万円を控除して得た金額と同項第2号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第1項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。)、退職所得金額及び山林所得金額等の合計額から8万円を控除した額とする旨規定している。

(ウ) 規則第3条第2項は、同条第1項に規定する市町村民税につき、同条第2項各号に掲げる者については、同項各号に定める額を同条第1項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする旨規定し、同条第2項各号はそれぞれ次のとおり規定している。

a 第1号 地方税法第314条の2第1項第1号、第2号又は第4号に規定する控除を受けた者 当該雑損控除額、医療費控除額又は小規模企業共済等掛金控除額に相当する額

b 第2号 地方税法第314条の2第1項第6号に規定する控除を受けた者 その控除の対象となった障害者1人につき27万円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、40万円）

c 第3号 地方税法第314条の2第1項第8号に規定する控除を受けた者 27万円

d 第4号 地方税法第314条の2第1項第8号の2に規定する控除を受けた者 35万円

e 第5号 地方税法第314条の2第1項第9号に規定する控除を受けた者 27万円

(エ) 規則第6条第1項は、条例第6条第1項に規定する資格者証は、所定のこども医療費受給者証（以下「受給者証」という。）とし、受給者証の交付を受けようとする者は、所定のこども医療費受給者資格認定申請書により、所定の書類を提示して市長に申請しなければならない旨規定している。

(オ) 規則第6条第2項は、受給者証は、同項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ同項各号に定める期間を有効期間とするものを交付する旨規定し、同項第2号は、「1歳に達する日の属する月の翌月の初日から15歳に達する日の属する月の末日までの間にある者」に交付する受給者証の有効期間について「1歳から14歳までのそれぞれの年齢に達する日の属する月の翌月の初日から当該年齢に1年を加えた年齢に達する日の属する月の末日まで」と規定している。

(カ) 規則第6条第3項本文は、受給者証の更新を受けようとする者は、所定のこども医療費受給者資格更新申請書により、市長が必要と認めた書類を提示して市長に申請しなければならない旨、同項ただし書は、市長が公簿等により受給者証の更新に必要な事項を確認することができるときは、この限りでない旨規定している。

(2) 本件処分について

ア はじめに

(ア) 本件処分は、審査請求人は本件乳幼児に係る本件対象期間のこども医療費受給者資格に該当しないとした処分であるところ、条例第6条第1項は、条例による医療費の補助を受けることができる者に対してこども医療費受給者資格を証する資格者証を交付する旨規定している。

(イ) そして、条例第3条第1項は、条例による医療費の補助を受けることができる者について、①広島市の区域内に住所を有する子ども（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。条例第2条第1号。以下同じ。）の同条第4号に規定する保護者（前記(1)ア(ウ)）であって、②当該子どもが15歳に達する日の翌日の属する年までの各年の前年（当該子どもが1月1日から6月1日までの間に出生した場合においては、前々年）の所得が制限額未満であるもの（条例第3条第1項第1号）又は③震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害を受ける等特別の事情があると市長が認めたもの（同項第2号）という要件を満たすもの（①及び②の要件をいずれも満たすもの又は①及び③の要件をいずれも満たすもの）とする旨規定している。

(ウ) そこで、本件乳幼児に係る本件対象期間のこども医療費受給者資格について、審査請求人が前記(イ)の①及び②の要件をいずれも満たす者又は同①及び③の要件をいずれも満たす者に該当するどうかを以下検討する。

イ 前記ア(イ)の①の要件該当性（広島市の区域内に住所を有する子どもの保護者であるかどうか）

審査請求人は、広島市A区内に住所を有する本件乳幼児（本件対象期間の初日時点で5歳）の条例第2条第4号に規定する保護者であるから（審理員意見書第1の1）、前記ア(イ)の①の要件（広島市の区域内に住所を有する子どもの条例第2条第4号に規定する保護者である。）を満たしている。

ウ 前記ア(イ)の②の要件該当性（所得が制限額未満であるかどうか）

(ア) 審査請求人の所得

a 制限額未満であるかどうかの判断の対象となる所得

本件乳幼児は、平成30年4月〇日生まれであり（審理員意見書第1の1）、1月1日から6月1日までの間に出生した場合に当たるから、本件対象期間について制限額未満であるかどうかの判断の対象となる審査請求人の所得は、本件乳幼児が5歳に達する日の翌日（令和5年4月〇日）の属する年の前々年の令和3年の所得となる。

b 審査請求人の令和3年の所得の額

審査請求人には、令和4年度分の市町村民税につき、所得税法第28条第1項に規定する給与所得（同条第2項の規定により計算した金額〇円）以外の所得はなく、規則第3条第2項各号に掲げる控除のうち地方税法第314

条の2第1項第4号に規定する控除（小規模企業共済等掛金控除額〇円）以外の控除はないから（審理員意見書第1の2）、審査請求人の令和3年の所得の額は、〇円（給与所得〇円から前記(1)イ(イ)の10万円及び8万円並びに小規模企業共済等掛金控除額〇円を控除した額）となる。

(イ) 審査請求人の所得に係る制限額

審査請求人には、被扶養者が〇人おり当該被扶養者はいずれも令和3年の所得において所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）又は老人扶養親族に該当しないから（審理員意見書第1の2）、審査請求人の同年の所得に係る制限額は、〇万円（532万円に〇万円（被扶養者1人につき38万円×〇人）を加算した額）となる。

(ウ) 審査請求人の所得が制限額未満であるかどうか

前記(ア)の審査請求人の令和3年の所得（〇円）は、前記(イ)の制限額（〇万円）以上であるから、審査請求人は、前記(イ)の②の要件（当該子どもが15歳に達する日の翌日の属する年までの各年の前年（当該子どもが1月1日から6月1日までの間に出生した場合においては、前々年）の所得が制限額未満である者）を満たしていない。

エ 前記(イ)の③の要件該当性（震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害を受ける等特別の事情があると市長が認めた者であるかどうか）

処分庁が審査請求人に震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害を受ける等特別の事情があると認めた事実はなく、また、審査請求人に当該特別の事情は見当たらないから、審査請求人は、前記(イ)の③の要件（震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害を受ける等特別の事情があると市長が認めた者）を満たしていない。

オ 小括

以上のとおり、審査請求人は、前記(イ)の①及び②の要件をいずれも満たす者又は同①及び③の要件をいずれも満たす者に該当しておらず、条例第3条第1項に規定する条例による医療費の補助を受けることができる者に当たらない。

よって、処分庁が審査請求人は本件乳幼児に係る本件対象期間のこども医療費受給者資格に該当しないとされた本件処分は違法又は不当ではない。

(3) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人の主張

審査請求人は、本件乳幼児は疾患C等でF病院に通院中であり毎月高額な医療費がかかり負担が大きい旨（前記第2の1）及び令和3年の所得は制限額を〇円オーバーしているだけであり医療費負担額が大きい旨（同2）主張する。これらの主張は、審査請求人は本件乳幼児に高額な医療費がかかっていること及び令和3年の所得は制限額を僅かに超えただけであることから条例による医療費の補助が受けられるべきである旨の主張であると解される。

イ 審査請求人の主張に対する判断

条例による医療費の補助については、条例及び規則によりその対象者等が定められているところ、条例又は規則には所得が制限額を僅かに超える場合であっても高額な医療費がかかる場合であれば補助の対象とする旨の例外規定はなく、処分庁が審査請求人はこども医療費受給者資格に該当しないとした本件処分は違法又は不当ではないことは前記(2)において述べたとおりであるから、審査請求人の主張は理由がない。

第4 審査庁の裁決に対する考え方の要旨

本件審査請求は、審理員意見書のとおり、棄却されるべきである。

第5 調査審議の経過

令和5年10月4日 審査庁から諮問書を受領

令和5年10月23日 第1回合議体会議 調査審議

令和5年11月27日 第2回合議体会議 調査審議

第6 審査会の判断の理由

1 本件処分について

(1) はじめに

ア 本件処分は、審査請求人は本件乳幼児に係る本件対象期間のこども医療費受給者資格に該当しないとした処分であるところ、条例による医療費の補助を受けることができる者について、条例第3条第1項は、①広島市の区域内に住所を有する子ども（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。条例第2条第1号。以下同じ。）の保護者（同条第4号）であって、②当該子どもが15歳に達する日の翌日の属する年までの各年の前年（当該子どもが1月1日から6月1日までの間に出生した場合においては、前々年）の所得が制限額未満であるもの（条例第3条第1項第1号）又は③震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害を受ける等特別の事情があると市長が認めたもの（同項第2号）という要件を満たすもの（①及び②の要件をいずれも満たすもの又は①及び③の要件をいずれも満たすもの）とする旨規定している。

イ そこで、本件乳幼児に係る本件対象期間のこども医療費受給者資格について、審査請求人が前記アの要件を満たすものに該当するどうかを以下検討する。

(2) 前記(1)アの①の要件該当性（広島市の区域内に住所を有する子どもの保護者であるかどうか）

審査請求人は、広島市A区内に住所を有する本件乳幼児（本件対象期間の初日時点で5歳）の保護者であるから、前記(1)アの①の要件を満たしている。

(3) 前記(1)アの②の要件該当性（所得が制限額未満であるかどうか）

ア 本件乳幼児は、平成30年4月〇日生まれであることから、本件対象期間について制限額未満であるかどうかの判断の対象となる審査請求人の所得は令和3年の所得であり、その額は、審理員意見書のとおり〇円であることが認められる。

イ 一方で、審査請求人の同年の所得に係る制限額は、審理員意見書のとおり〇円であることが認められる。

ウ よって、前記アの審査請求人の令和3年の所得（〇円）は、前記イの制限額（〇円）以上であるから、審査請求人は、前記(1)アの②の要件を満たしていない。

(4) 前記(1)アの③の要件該当性（震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害を受ける等特別の事情があると市長が認めた者であるかどうか）

処分庁が審査請求人に震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害を受ける等特別の事情があると認めた事実はなく、また、審査請求人に当該特別の事情は見当たらないから、審査請求人は、前記(1)アの③の要件を満たしていない。

(5) 小括

以上のとおり、審査請求人は、前記(1)アの①及び②の要件をいずれも満たす者又は同①及び③の要件をいずれも満たす者に該当しておらず、条例第3条第1項に規定する条例による医療費の補助を受けることができる者に当たらないから、処分庁が審査請求人は本件乳幼児に係る本件対象期間のこども医療費受給者資格に該当しないとした本件処分は違法又は不当ではない。

2 審査請求人の主張について

審査請求人は、毎月高額な医療費がかかり負担が大きい旨及び令和3年の所得は制限額を〇円超過しているだけであり医療費負担額が大きい旨主張するが、条例による医療費の補助については、条例及び規則によりその対象者等が定められているところ、条例又は規則には所得が制限額を僅かに超える場合であっても高額な医療費がかかる場合であれば補助の対象とする旨の例外規定はないから、審査請求人の主張は理由がない。

3 結論

以上の次第であるから、本件処分に違法性・不当性は認められない。

広島市行政不服審査会合議体

委員（合議体長） 門田 孝、 委員 福永 実、 委員 木村 文子